

金融機関による反社会的勢力との 取引排除に関する覚書

岡 田 洋 介

<目次>

- 1 はじめに
- 2 反社対応のための態勢整備
- 3 融資取引における対応
- 4 普通預金取引における対応
- 5 おわりに

1 はじめに

金融機関と反社会的勢力の関係については、金融機関の公共性・反社会的勢力のターゲットとされることの多い立場などから、繰り返し取引関係断絶とそのための態勢整備構築の必要性が叫ばれてきたところである¹。

近年では、平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにより「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）が公表され、これを受けた金融庁は、平成20年3月、金融機関

1 平成17年11月には一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）の行動憲章において、反社会的勢力に断固として対決する旨の宣言がなされている。

等向けの監督指針（以下「監督指針」という。）を改正し、各金融機関の反社会的勢力排除に対する取組みについても指導監督を行っていく姿勢を打ち出した。これにより、各金融機関も独自のデータベースの構築、銀行取引約定書等への暴力団排除条項（いわゆる暴排条項）を追加する²などの措置をとっている。

その後、平成23年10月をもってすべての都道府県で暴力団排除条例が施行されるに至ったことなどもあり、金融機関からの反社会的勢力排除の動きはますます加速している。しかし、昨年に発生したみずほ銀行事案³など、現在においても金融機関と反社会的勢力との間の取引は真に断絶されたとは言い難い状況である。

本稿は、このような状況に鑑み、金融機関が反社会的勢力との取引を遮断するにあたっての態勢整備の現状、融資取引及び普通預金取引に関する具体的な取引遮断実務の現状、さらに今後の課題について確認することを目的とする。

2 反社対応のための態勢整備

(1) 反社データベースの充実

現在、金融機関の多くは、新規に融資取引及び普通預金取引を行う際に

2 全銀協は、平成20年11月25日に銀行取引約定書に関する「暴力団排除条項に関する参考例の制定等について」を、同21年9月24日には「普通預金規定、当座勘定規定および貸金庫規定に盛り込む暴力団排除条項の参考例の制定について」を公表している。また、平成23年6月2日には「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」を公表している。

3 平成25年に金融庁調査で発覚した、みずほ銀行が傘下の大手信販会社オリエントコーポレーションを通じて暴力団組員らに融資していた問題。

申込者についてデータベース照合し、同データベースへの該当があった場合には取引を謝絶するという取扱いをとっている。後述するように、新規取引の場面では反社会的勢力であることについて明確な立証がなされなくともその合理的疑いがあることをもって新規取引締結を謝絶することも法的に問題ないから、反社会的勢力との取引を未然に防ぐ観点からは、反社データベースを構築し、また各社、各業界でこれを共有していく態勢を構築していくことは非常に有益である⁴。

この点、近時は、日本損害保険協会が同協会の保有する反社会的勢力に関する情報を適切な管理等を条件に他団体（全銀協や生命保険協会など）に提供するとともに他団体からも反社会的勢力に関するデータ提供を受けることなどについて検討することを発表したこと⁵や、全銀協も独自に収集してきた反社データベースを他団体（信託協会、日本貸金業協会、生命保険協会、日本損害保険協会など）に提供していくとともに他の業界団体の反社データベースを全銀協が受領し会員各行に展開することを今後検討すること及び警察庁データベースとの接続についても警察庁・金融庁・銀行界の実務者間で継続的に検討していくことなどを表明したこと⁶など、データベースの共有に向けた対応が進められているようである。今後の進展が望まれる。

(2) 暴力団排除条項の整備

事前に反社会的勢力との取引を遮断できなかった場合や既存取引先につ

4 なお、既存取引についても、データベース照合により解除等に踏み切るなどの取り組みがなされている。このような観点からも、データベースの充実重要である。

5 平成25年11月21日付日本損害保険協会発表。

6 平成25年11月14日付全銀協発表。なお、警察庁データベースとの接続については平成25年1月より日本証券業協会が実施している。

いて反社会的勢力であったことが判明した場合について、取引断絶するための法的根拠が十分に認められるよう、事前に十分な対策をとっておく必要がある。この点について、暴排条項の導入が有効であるところ、前述のとおり、全銀協の暴排条項参考例をもとに、既に各金融機関が自社の契約書雛型等に導入し運用している。

もっとも、現実の取引断絶の場面では、取引の相手方の属性を立証するに足りるエビデンスが十分に収集できないために、暴排条項の適用を躊躇しているケースが相当数存在するものと思われる。すなわち、融資取引及び当座勘定取引以外の取引における暴排条項は、通常、反社会的勢力の属性要件として①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、⑥その他①ないし⑤に準ずる者を挙げるが⁷、警察情報⁸を通じて得られるのは通常①及び②に該当するとの情報までであり、現実には③ないし⑥の疑いがある取引の相手方について暴排条項を適用することには立証上の困難を伴う状況である⁹。また、既に暴力団は脱退しているとか破門されたなどと主張しているような場合にも、立証上の困難が伴う¹⁰。さらに、反社排除の動きが高まる中で、暴力団や暴力団員といった属性の者がより潜在化・

7 全銀協が平成21年9月24日に公表した普通預金規定に関する暴排条項雛形など。

8 反社会的勢力であることの立証方法が確立しているとは言い難い現状にあっては、反社会的勢力であることの立証方法としては警察情報に頼らざるを得ない。なお、生活口座の解約に関する場合や元暴条項の適用を行う場合などについては、各都道府県警察によって情報提供要請への対応が異なる場合もあるようである。

9 この点について、取引の相手方が暴力団と密接な関係を有する者と認定したうえで当該取引が錯誤無効であると判示した東京地判H24.12.21（金融・商事判例1421号48頁）などの事案がある。

10 破門の主張を排斥した事案としては、暴力団員らが結婚式等を開催するために締結したホテル利用契約について暴力団排除条項に基づく解除の有効性が争われた大阪地判H23.8.31（金融法務事情1958号118頁）が参考となる。

不透明化していくことも懸念される。

この点、暴排条項の規定の仕方、金融機関側による反社属性立証の困難を緩和することも引き続き検討されるべきである。

平成23年6月には、暴力団を中核とする反社会的勢力の活動実態により適切かつ有効に対処するため、融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項の参考例が一部改正され、属性要件として「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」との条項（いわゆる元暴条項）や「暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること」、「自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること」、「暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること」、「役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること」といったいわゆる「共生者」類型も導入されるに至った。従前の暴排条項は共生者に該当する者や脱退の抗弁を主張する者を排除するうえで不十分であると言わざるを得なかったが、このような規定が整備されたことで取引解消の困難性が緩和されたといえる。

もっとも、共生者類型については「暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」の解釈など、なお不明確な部分がある。金融機関側の属性立証の困難性を緩和する観点からは、この点の解釈について、判例の蓄積¹¹や警察見解の公表などを通じてより明確にされることが期待される。また、融資取引および当座勘定取引以外の取引については、このような条項まで導

11 この点について、大阪高決H23.4.28は大阪府暴力団排除措置要項における「暴力団員と非難される関係」の意義について、「例えば、暴力団員が関与する賭博や無尽等に参加していたり、暴力団員やその家族に関する行事（結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等）に出席し、事故や家族に関する行事に暴力団員を参加させるなど、暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合をいうと解するのが相当」と判示している。

入されているケースはそれほど多くはない。属性認定の困難性を緩和する必要性については金融機関の取引全般に当てはまることであるから、上記の元暴条項や共生者に関する属性要件はあらゆる取引により積極的に導入していくことが必要である。

さらに、例えば「相手方及び相手方役員等が国内外の全ての法令を遵守していること」といった法令遵守条項を暴排条項の行為要件（全銀協の雛型においては第2項にあたる）として加えることを提唱する立場¹²や、融資先企業に対し一定の事由について報告や資料提出義務を課し、正当な理由なくこれを拒絶する場合にはその拒絶自体をも契約の解除や期限の利益喪失事由の一つとするべきとの立場¹³も見られるが、これら提言についても積極的に検討されるべきである¹⁴。

3 融資取引における対応

(1) 新規融資時

新規に契約を締結する前段階においては、契約自由の原則から、金融機関としては契約締結の諾否について自由な決定が可能である。

したがって、新規に融資取引の申込をした者が自社の参照可能な反社データベースに該当した場合、また反社会的勢力に該当する疑いが存する

12 桶田大介「反社会的勢力排除の実務②暴排条項作成と運用の実務」NBL895号86頁。

13 弁護士長谷川敬一「融資取引における反社会的勢力排除」ファイナンシャルコンプライアンス606号18頁。

14 暴排条項該当性判断に関する調査および立証資料の収集方法に関する実務的な取組みについて述べたものとして、弁護士梅本章太ほか「反社会的勢力との融資取引解消に向けた具体的取組みについて—「モニタリング」と「プランニング」—」金融法務事情1984号43頁が参考になる。

場合には、取引を謝絶するべきである。いったん取引が成立した後に取引を遮断しようとした場合には相手の属性要件や行為要件に関する立証が必要となるし、暴排条項が導入されていない取引の場合には法的根拠を見出すことが困難な場合もあり、いずれにしても関係遮断は容易ではない。そのためにも、入り口段階で厳しい審査を実施することが必要である。

なお、取引謝絶の際にその理由を顧客に説明する法的義務はないものと解される。また、仮に反社会的勢力に該当する可能性があることを取引謝絶の理由として告げた場合には不当要求の根拠とされるおそれもある。したがって、「総合的判断の結果」などを理由とすれば十分であり、それ以上の理由を告げる必要はない。

(2) 既存融資先に対する対応

暴排条項導入後に融資を行った事案の場合、暴排条項に基づいて期限の利益を喪失させたいうで融資金を回収することにより取引を解消することができる（なお、その際、当該取引先が暴排条項に該当する反社会的勢力であることを認定・立証することができるかという点が問題となることは前述したとおりである）。

他方、暴排条項導入前における既存取引先に対する取引解消について、暴排条項の適用はなく、法的根拠を欠くことになる。全銀協が暴排条項参考例を公表したのが平成20年11月であることからすれば、既存取引先の多くは暴排条項導入前における取引であることになる。この場合、債権保全相当事由などのいわゆるバスケット条項などの適用の可否を検討することになる¹⁵。

この点、債権保全相当事由が認められるのは、一見、債務者の財務内容

15 田中博章「法定脱退と債権保全相当事由による期限の利益請求喪失」銀行法務21・752号32頁に詳しい。

の悪化のみとも考えられる。しかし、債権保全の必要性の判断にあたっては財務内容の悪化のみでなく、間接的な事業継続の支障や債権者である金融機関との信頼関係の破壊なども含むものと解される¹⁶。融資先が反社会的勢力に該当する場合には、間接的な事業継続への支障が生じることや金融機関との信頼関係が破壊されているとして債権保全相当事由への該当を認めることができる。訴訟上このような主張がなされた場合は、政府指針や監督指針などを勘案し、債権保全相当事由該当性を広く認める判断がなされるべきである。

(3) 融資債権の回収の問題

金融機関により反社会的勢力に対する融資が行われていた場合、前述のとおり暴排条項や債権保全相当事由へ該当することなどを原因として期限の利益を喪失させたいと、債権回収に進むことになる。

このとき、相手が反社会的勢力であることから、金融機関側で期限の利益を喪失させるのをためらい塩漬けにしたり、又は安易に債権回収会社（サービサー）に安価で債権譲渡したりすることは、他の金融取引にもまして反社会的勢力への利益供与として暴排条例における「事業者による暴力団に対する利益供与禁止」¹⁷違反となるおそれがあり、行政処分を受けのおそれ、レピュテーション低下のおそれもある。このような行為は取締役の善管注意義務違反を惹起する可能性もある。

もっとも、例えば、金融機関への約定弁済が継続している状況で、反社

16 大西武士「銀行取引約定書五条二項五号と信義則」金融法務事情1367号109頁は、①客観的認識の可能性、②信頼関係の破壊、③銀行の損失の可能性すべてを充足することを基準として具体的事案について判定すべきとする。

17 禁止される行為及び違反に対する制裁は各都道府県条例により若干異なるものの、多くの条例では違反した事業者に対して都道府県公安委員会によって勧告がなされ、勧告に従わない場合には名称が公表されるとされている。

会的勢力であることが判明したために暴排条項を原因として期限の利益を喪失させた場合、かえって金融機関に経済的損失が発生し、また反社会的勢力に事実上の回収不能の利益を与える結果になる可能性がある。また、法的な根拠の有無・敗訴リスク等も勘案する必要がある。

この点について、銀行には業務の健全性及び適切性が求められる（銀行法1条1項）ところ、政府指針や監督指針¹⁸、反社会的勢力との関係を維持した際の影響（レピュテーション・リスク）等を考慮すると業務の適切性を重視する姿勢を原則とすべきであるから、取引解消に向け期限の利益を喪失させることが原則的な対応となると解されるが、上記の点からは、例外的に期限の利益喪失の時期を調整するなどの措置は許容されるべきである。もっとも、安易に暴排条項の適用を留保することについては取締役等の善管注意義務違反も成立しうるところであり、例外的措置をとることが許容される要件について慎重な検討のうえで一定のマニュアル化がなされるべきである。

次に、債権回収にあたっては、融資先が反社会的勢力であっても、段階を踏んで回収のための手段を尽くすことが必要である。通常は、任意交渉のうえ、交渉に応じない場合は訴訟提起のうえ債務名義を得て強制執行で回収を図ることになる。また担保権が設定されている場合にはその担保権を実行することになる。さらに、連帯保証人がいる場合には、当該連帯保証人からの回収も検討する。また、サービサーや預金保険機構への債権譲渡も検討する。

通常の債権回収においては、適宜、債務者の資力等を考慮し、債務免除や分割弁済、期限の猶予（リスケジュール）などを伴う和解が行われる。

18 政府指針は「反社会的勢力との疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する」と規定している。また、監督指針は「取締役会は、業務の適切性を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか」を挙げている（主要行等向け監督指針Ⅲ-1-2-1(2)⑫、Ⅲ-1-2-2(1)⑦）。

このような処理は、反社会的勢力との間でも許されるのかが、暴排条例における利益供与と禁止との関係で問題となる。

東京都の暴排条例を例に挙げると、以下の行為が利益供与として禁じられている。

- ①事業者がその事業に関し、暴力団員等の暴力的不法行為等や暴力的要求行為等の対償として利益供与を行うこと（東京都暴排条例24条1項）¹⁹
- ②事業者がその事業に関し、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、暴力団員等やその指定した者に対して、利益供与すること（同24条3項）²⁰。

ここにいう「利益供与」とは、金品その他財産上の利益を与えることをいい、事業者が商品を販売し、暴力団員等が対価を支払うような場合でも該当し得る。上記のうち、債権回収の場面で問題となるのは24条3項の類型である。どのような場合に「暴力団の活動の助長」行為に該当するかが必ずしも明確ではないが、同類型の利益供与の該当性の判断については、当該行為の性質（対価の有無、行為の暴力団の活動との関連性）、取引内容の規模の大小・金額の多寡・回数・期間・深度、取引相手方の属性の程度（暴力団本体か、組長・幹部か、団員個人か）等によって個別具体的に判断することになると考えられる。したがって、反社会的勢力との和解の場面であっても、和解の内容が上記要素に照らして暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資する様な場合には、利益供与に該当するものと解される。

この点、そもそも金融機関による債務免除は、①債務者の資産状況や支払能力、②訴訟提起や担保権実行など回収のための合理的な手段を尽くしたといえるか、といった点を総合考慮したうえで適切なものと判断されて

19 具体例としては、暴力団を使った地上げのケースなどが挙げられる。

20 具体例としては、暴力団に対するみかじめ料の支払いなどが挙げられる。

初めて貸倒損失として処理できるものであり²¹、このような内容の債務免除でなければそもそも適切な債務免除ないし和解とはいえない。このような、相手方が一般人でも適正さを欠くような和解は、相手方が反社会的勢力であるか否かにかかわらず、反社会的勢力に不当な利益を与えるものとして利益供与に該当するものといえる。

では、一般人に対して適正といえるような債務免除については、利益供与に該当しないといえるのか。この点、反社会的勢力に対する債務免除は、免除金額の多寡、回収費用を問わず原則として利益供与に該当するとする見解も見られる。しかし、①債務者の資産状況や支払能力に照らして、②訴訟提起や担保権実行など回収のための合理的な手段を尽くしたうえで最大限の回収が図られていれば、残債務を免除することは反社会的勢力に対し不当な利益を与えることにならないと解される²²。この点に関しては、和解の枠組みをマニュアル化するなどして明確化しておくことが今後の課題となる。

なお、反社会的勢力に対する融資債権に関する現実的かつ合理的な債権回収手段として、サービサーや預金保険機構の利用が考えられる。特に、

21 回収不能の金銭債権の貸倒損失に関する国税庁の基本通達は、「法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする」と定めている（法人税基本通達9-6-2）。

22 弁護士橋森正樹ほか「特別企画・金融機関からの反社会的勢力排除・期限の利益喪失後の具体的回収方法と問題点―回収に伴う利益供与のおそれと特定回収困難債権買取制度の拡充―」金融法務事情1984号52頁は、債権の性質上、暴力団との関連性が薄い個人の住宅ローンなどについての債務免除や、債務者の清算価値を上回る最大限の回収がなされていると十分な調査の結果判断され取締役弁護士の関与のもと和解する場合などについては、利益供与にあたらないとする解釈は十分可能であるとしている。

預金保険機構の特定回収困難債権買取制度を用いて反社会的勢力に対する債権を処理することが有効な対策となりうることから、同制度の拡充が望まれる²³。

4 普通預金取引における対応

(1) 新規口座開設時

反社会的勢力との関係を遮断するためには、預金口座を反社会的勢力に利用させないことも重要である。今日の経済活動にとって預金口座を有することは決済等において必須となっており、これを封じることは反社会的勢力への対策として極めて有効なものとなるからである。

新規口座の開設の場合については、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を行った後、データベースへの照会をもって該当の結果が出た場合、また該当しない場合でも反社会的勢力に該当する懸念が存する場合には、口座開設を謝絶する。いったん口座開設した後にこれを解除することには種々の問題が生じうるから、できるだけこの段階で関係を持たないようにすべきであるし、この段階で法的問題が生じることは考え難い。

なお、口座開設謝絶の際にその理由を顧客に説明する法的義務はないものと解されることは、融資取引の場合と同様である。

(2) 既存口座の強制解約

他方、既存口座の強制解約ないし解除の場合は、強制解約の結果として決済ができなかったことなどを理由に金融機関が損害賠償請求を受ける可能性もある。このような請求を受けた場合、解除の有効性、すなわち解除

23 この点について詳細に検討を加えたものとして前掲橋森参照。

の相手方が反社会的勢力に該当することの立証責任は金融機関側が負うことになる。したがって、このような請求を排斥できるよう、解除にあたっては金融機関として反社会的勢力であることを事後に立証することが可能なまでに確認しておく必要がある²⁴。この点、前述したように暴力団員である場合には警察情報により立証は比較的容易であるが、準構成員や共生者、さらに家族等の名義を借りたいわゆる借名口座の場合、脱退の抗弁が出された場合²⁵などについては、慎重な対応が必要である。これについてはモニタリングを継続するなどして十分な立証資料を収集するなどして対応することになる。

また、既存口座の解除のうち、約款への暴排条項導入以前に開設された既存口座について暴排条項を理由にこれを解除できるかという点は、約款理論の解釈に関連して問題となり得るところである。この点、金融庁担当者による改正監督指針の解説によると、暴排条項については「相手方の同意がない限り既存契約に導入することはできないことは民法上の原則」[約款理論によっても、このような不利益変更を一方的に行うことを根拠付けるにはなお問題が残る]とされている²⁶。しかし、預金取引においては約款が使用されており、当事者の個別の同意がなくても合理的な変更であれば約款の内容を変更することが予め容認されているものと解されるところ、反社会的勢力を排除するために暴排条項を導入することは政府指針や監督指針にも合致し一般の預金者の利益にも合致するところであるから

24 「暴力団員」該当性が争われた事例として、前記大阪地判H23.8.31（金融法務事情1958号118頁）、青森地判H19.2.23（判例タイムズ1249号68頁）、仙台地判平15.2.27（最高裁HP）などがある。

25 脱退の抗弁に対しては、元暴条項（「暴力団でなくなった時から5年を経過しない者」を表明保証の対象としているもの）の適用が考えられるが、これを導入していない場合にはやはり脱退の真偽を確認する必要がある。

26 嶋田幸司「反社会的勢力による被害の防止にかかる監督指針の改正」金融法務事情1835号26頁。

合理的な変更と解される。したがって、暴排条項導入前の預金取引について暴排条項を適用することも許されると解する²⁷。

ところで、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-1-4-2（1）における「反社会的勢力とは一切の関係を持たず」の解釈をめぐって、生活用口座については例外的に新規開設を認めるべきである又は既存の生活用口座は解除すべきでない、とする議論がある。この点、平成20年3月26日付監督指針改正に際してのパブリックコメントに対する金融庁回答は「口座の開設等について、例えば、口座の利用が個人の日常生活に必要な範囲内である等、反社会的勢力を不当に利するものではないと合理的に判断される場合にまで、一律に排除を求める趣旨ではありません。もっとも、口座開設の場合には、金融機関において、開設後属性等に応じた適切なモニタリングを行い、反社会的勢力を不当に利するものであることが判明した時点で、速やかに疑わしい取引の届出等の対応を行うとともに関係解消に向けた措置を講じる必要があり、そのための態勢整備を行うことが重要と考えております」と述べている。警察情報の提供も生活口座の解約に関しては慎重な対応を行っているとのことであり、反社会的勢力の生活口座については継続的なモニタリングが必要となる。もっとも、このような継続的なモニタリングを実施していくことは金融機関にとって現実的に大きな負担となりうるところであり、これをどのように実施していくかは今後の課題である。

5 おわりに

企業と反社会的勢力との関係遮断に向けた動きはかつてないほどに高

27 鈴木仁史・山崎勇人「金融機関の取引約款への暴力団排除条項の導入」金融法務事情1849号12頁はこの点について詳細な検討を加えている。

まっている。態勢構築の観点からは、警察データベースとの接続を実現することや反社情報の共有を中心として反社データベースのさらなる充実を図ること、暴排条項とその定義をさらに明確化したうえで立証方法についても実例を積み重ねることが望まれる。また、実際の取引断絶の場面では、融資取引に関しては回収方法や和解の枠組みをマニュアル化するなどして明確化すること及び特定回収困難債権買取制度の利用をさらに拡充することなどが、普通預金取引に関しては借名口座などを通じて潜在化・不透明化する反社会的勢力についてどのようにモニタリングを行うか、生活口座等に関して反社会的勢力を利するような使用の有無についてどのようにモニタリングを行うかが課題となるものと思われる。

以 上